

2026 年 7 月 31 日

受験生各位

東北学院大学
入試部アドミッションズ・オフィス

2027 年度大学院博士後期課程一般選考・社会人特別選考募集要項の訂正について（訂正とお詫び）

標記につきまして、訂正がありますのでここにお知らせするとともにお詫びいたします。

記

1. 訂正履歴

No.	訂正日	訂正前 版数	訂正後 版数	ページ	内容
1	2026 年 7 月 31 日	1	2	2	2.出願資格-①一般選考 の各条項の誤植の修正

2. 訂正内容詳細

■ No.1

訂正前	(1) 修士の学位や専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則第 5 条第 2 項に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する方および 2026 年 3 月までに取得見込みの方 (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された方および 2026 年 3 月までに授与される見込みの方 (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された方および 2026 年 3 月までに授与される見込みの方 (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された方および 2026 年 3 月までに授与される見込みの方 (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された方および 2026 年 3 月までに授与される見込みの方 (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した方で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた方 (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた方で、2026 年 3 月末日までに 24 歳に達する方
訂正後	(1) 修士の学位や専門職学位（学校教育法第 104 条第 1 項の規定に基づき学位規則第 5 条第 2 項に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する方および 2027 年 3 月までに取得見込みの方 (2) 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された方および 2027 年 3 月までに授与される見込みの方 (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された方および 2027 年 3 月までに授与される見込みの方 (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学（大学院相当）日本校）を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された方および 2027 年 3 月までに授与される見込みの方 (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された方および 2027 年 3 月までに授与される見込みの方 (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した方で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた方 (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた方で、2027 年 3 月末日までに 24 歳に達する方

以上